

ロシアによるウクライナ侵攻に厳重に抗議する決議

令和4年2月24日、ロシアが、ウクライナへの軍事侵攻を行ったことは、世界的な軍縮に向けた大きな流れに逆行し、国際社会の平和に向けた努力を踏みにじるだけでなく、他国に対しても不安を助長し、軍備拡張や新たな核拡散を再燃させる恐れもあり、断じて容認できない暴挙である。

また、このような力による一方的な現状変更への試みは、国際連合憲章をはじめとする国際法に明白に違反する行為であり、国際秩序の根幹を揺るがすものであって、強く非難されるべきものである。

そして、このことにより非戦闘員である民間人に多くの被害が出ていることは痛恨の極みである。また、このことは、我が国にとっても、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめとした現地在留邦人も緊迫した厳しい状況に置かれていることから、決して無関係な状況ではない。

よって、大台町議会は、ロシアによる侵攻の犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、ロシア政府に対し、ウクライナへの軍事侵攻に厳重に抗議する。また、世界の恒久平和の実現に向けた国際法に基づく誠意ある対応を行い、ロシア軍を即時無条件で撤退させることを強く求める。

さらに、日本政府は、現地在留邦人の安全確保に努めるなど我が国への影響を最小限にとどめるための対策に万全を尽くすとともに、国際社会と緊密に連携し、即時無条件での撤退の実現に向けて、毅然たる態度でロシア政府に臨み制裁措置の徹底及び強化を図ることを求める。

以上、決議する。

令和4年3月22日

大台町議会